

# 陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	5 3 0	受 理 年 月 日	令和 3 年 7 月 8 日
件 名	住宅宿泊事業計画の撤回（伏見区東柳町）		
要 旨	<p>伏見区東柳町504番地3で計画されている住宅宿泊事業については、当該住宅が、棟続きに住宅が並ぶ狭小な路地の中に位置しており、大多数の近隣住民は、以下に示すような火災に対する不安、宿泊客からの迷惑行為に対する不安などから、計画の撤回を求めている。</p> <p>1 当該住宅は、表通りに面してコの字型の路地の中にある。路地の道幅は、入口から出口まで2メートル前後で、その路地の中に事実上、棟続きの古くからの木造住宅が並んでいる。もし火災が発生すれば、周辺一帯が類焼する可能性が大きく、近隣住民の最大の不安はこの点にある。</p> <p>2 当該住宅の真向かいは、重度知的障害を持つ方の授産施設である。利用者の中には通所、退所の際には一人で行動する人も多く、民泊利用者との間でトラブルが起こる可能性も否定できない。また、当該住宅周辺の住民は大半が高齢者である。火災やトラブルの際の避難や対応で住民の被害が拡大されることも懸念される。</p> <p>3 所有者（オーナー）からの委託を受けた行政書士が、近隣住宅を個別に訪問してきた際には、地元から反対の声は全く上がっていないと虚偽の説明をしていた。町内会長に対しても同様の虚偽の説明をしていた。また、住民に対して示された協定書（案）は、京都市が公開している協定書（例）をベースにしながら、①署名欄に所有者（オーナー）の氏名が記載されていない、②営業者の責務の条項が完全に削除されている、③利用者による迷惑行為の防止の条項で、周辺道路等への不法駐停車、迷惑行為発生時の宿泊者への指導などが削除されている、④火災発生時の対応について宿泊者に周知する条項が削除されている等、数多くの問題点がある。</p> <p>以上のことから、歴史ある地域で、長年にわたって住民同士が支え合ひ、築き上げてきた平穏な生活を破壊するような今回の住宅宿泊事業の計画は、認めることはできない。</p> <p>ついては、事業者に計画を撤回するよう厳しく指導することを願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	教育福祉委員会		